



群馬東部水道企業団

第13号 令和2年4月1日

水道だより

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 電話 0276-45-2731

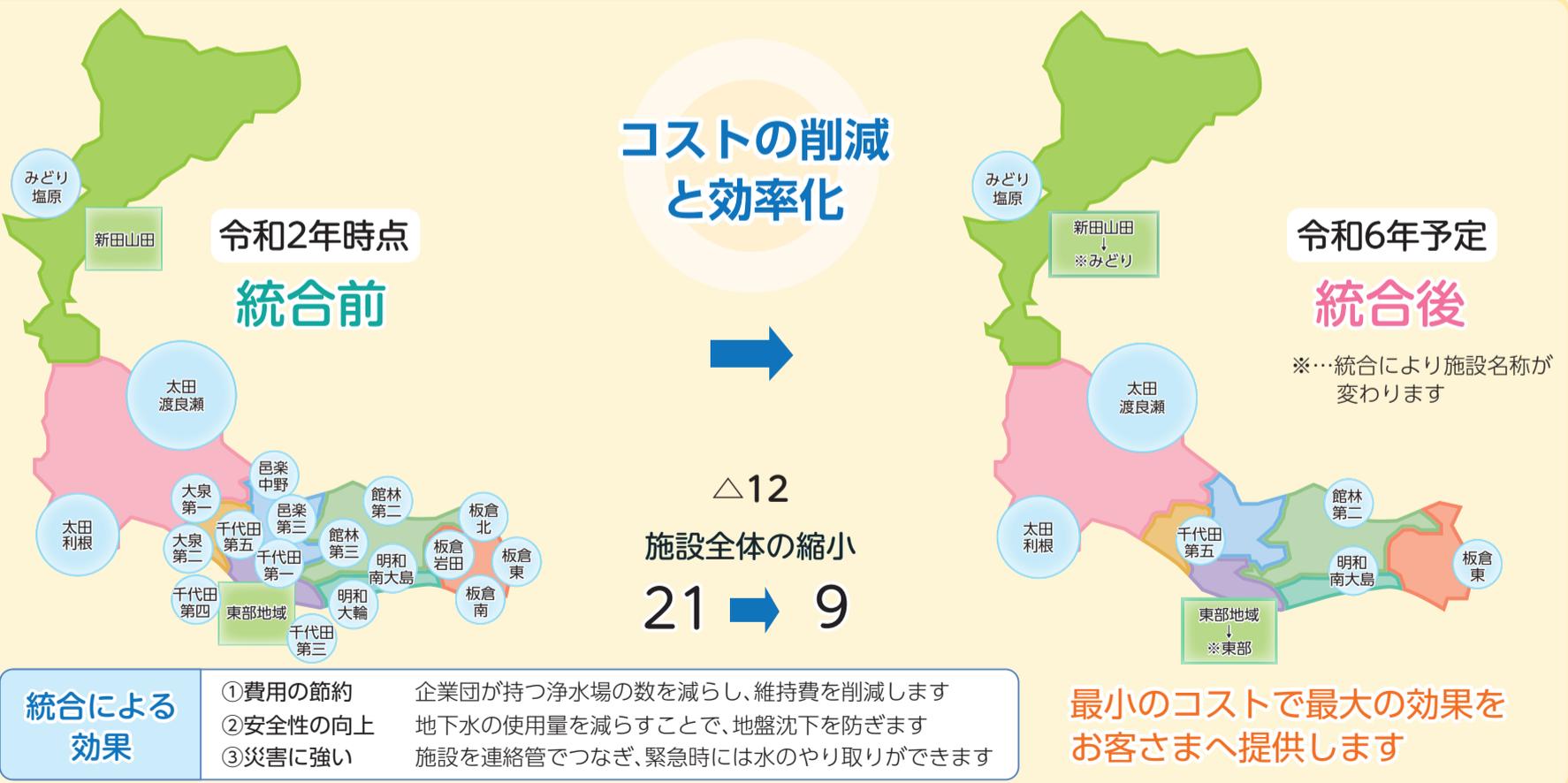
<https://www.gtsk.or.jp>



群馬県とワンチームで安心・安全な水をお届けします



4月1日から群馬県との事業統合により「新田山田水道浄水場」と「東部地域水道浄水場」の2つの施設が群馬東部水道企業団に加わりました。県の施設を譲り受ける形の統合は、全国でも例が少ない先進的な取り組みになります。企業団はこれからもお客さまへのサービス向上を目指し、水道事業のトップランナーとして挑戦し続けます。



感染症対策のため、手洗いを!

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。せっけんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かしてください。



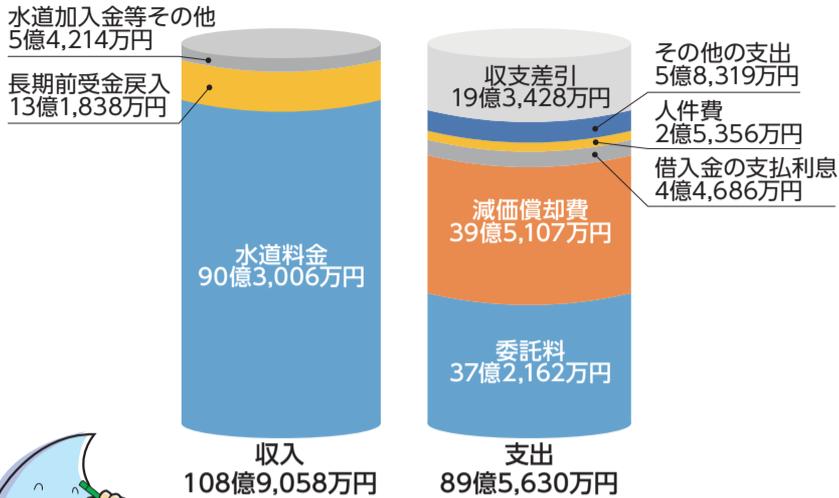
古紙パルプ配合率 70%再生紙と環境にやさしい大豆インキを使用しています

令和2年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金によって運営しています。

水道水を作るための収入と支出

収益的収支



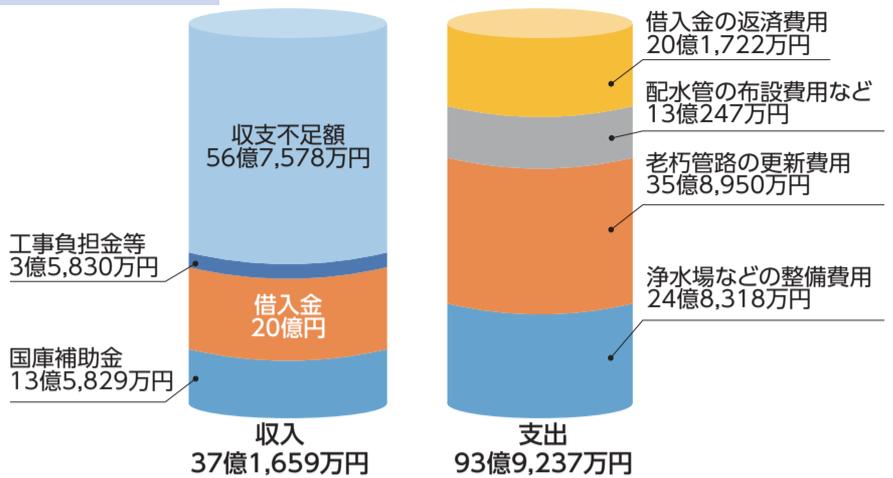
収支差引(19億3,428万円)のうち税抜き純利益は14億4,269万円
※純利益は、施設を整備するために使います。



収支不足額(56億7,578万円)は、減価償却費や利益積立金などの内部留保資金で補填します。

施設を整備するための収入と支出

資本的収支



令和2年度の主な工事

- 太田強戸配水池受水設備工事、板倉北浄水場配水設備工事、大泉第二浄水場配水設備工事
- 老朽管布設替工事(3市5町) 約30.4km

水道の使用開始・中止の届け出をお願いします

引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要になります。

届け出の内容

水道を使い始めるとき

- 1 住所(アパート・マンション等の場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください)
- 2 名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」(検針票【水道使用水量等のお知らせ】または領収書【水道料金等納入通知書兼領収証書】に記載されています)
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

手続き方法

群馬東部水道企業団の太田本所・館林支所・みどり支所の窓口、電話、ファクスまたは企業団のホームページから手続きをお願いします。
なお、ホームページからの手続きは、開始・中止の3日前(営業日)までをお願いします。

契約内容は群馬東部水道企業団給水条例・群馬東部水道企業団給水条例施行規程となります。

※内容について、詳しくは、群馬東部水道企業団ホームページ(<https://www.gtsk.or.jp>)をご覧ください。

水道メーターの交換をしています!

群馬東部水道企業団では、有効期間が満了する前に、水道メーターの交換を行っています。

水道メーターの有効期間ってどれくらいなの?

水道メーターの有効期間は、計量法で「8年」と定められています。



交換費用は、群馬東部水道企業団が負担するので、原則としてお客さまに請求することはありません。

交換期間(令和2年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	7月21日～ 8月11日
3期目	8月21日～ 9月10日
4期目	9月21日～10月 9日
5期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

問い合わせ先

●営業日・時間:月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

- 太田本所
太田市浜町11-28
☎0276-45-2731 FAX0276-45-2735
- 館林支所
館林市広内町3-10
☎0276-80-3201 FAX0276-75-4134

- みどり支所
みどり市大間々町大間々1511(みどり市役所大間々庁舎内)
☎0277-73-2411
FAX0277-73-2412

職員採用試験について

企業団では令和3年4月1日付で技術職員の採用を予定しています。
試験の詳細は、企業団ホームページ上で6月頃公表します。
※昨年度の試験結果を公開していますのでホームページをご覧ください。

問い合わせ

総務課総務係 ☎0276-45-2734